

函館市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 3 号

函館市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

函館市印鑑条例施行規則（平成元年函館市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式（表）中 「

在 留 カ ー ド
特別永住者証明書

」 を

「

在留カードまたは 特定在留カード
特別永住者証明書または 特定特別永住者証明書

」 に改め、同様式（裏）中「在留カ

ード」の後ろに「（特定在留カードを含みます。）」を、「特別永住者証明書」の後ろに「（特定特別永住者証明書を含みます。）」を加える。

別記第 4 号様式中 「

	在 留 カ ー ド
	特別永住者証明書

」 を

「

	在留カードまたは 特定在留カード
	特別永住者証明書または 特定特別永住者証明書

」 に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第 1 号様式の規定に基づき提出されている印鑑登録申請書は、改正後の別記第 1 号様式の規定に基

づき提出された印鑑登録申請書とみなす。